生徒の気持ちに寄り添う

「高校通級」



令和6年4月 群馬県教育委員会

高校通級とは

- ○高等学校において実施する「通級による指導」の略称です。
- ○在籍する高等学校等において大半の授業を受けつつ、障害による学習上、生活上の困難さを主体的 に改善・克服するために「自立活動」の指導を受けます。
- ○「通級による指導」を受ける生徒については、個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づいて指導します。
- ○授業時間数は月1~週8単位時間程度が標準で、本人や学校の実態等に応じて決定します。
- ○県内の特別支援学校を拠点として、当該生徒の在籍校における巡回による指導を行っています。また、「サテライト方式」を採用し、県内6ヶ所(※I)のサテライト学習室において、通級による指導を受けることができます。
- (※I)中部教育事務所、西部教育事務所、吾妻教育事務所、利根教育事務所、東部教育事務所、総合教育センターのこと。

対象生徒について

- ○県立高等学校に在籍し、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語障害・難聴等のある生徒が 対象となります。
- ○「自立活動」の指導を受けることを、本人・保護者が希望し、その必要性があると学校長が認定した者です。

指導形態について

- ○教育課程については、自校の教育課程に「自立活動」加える形を採用しています。
- ○個別指導が原則ですが、必要に応じて複数での指導を取り入れます。

通級担当者について

○設置校9校に9名配置されており、それぞれの拠点校から、生徒が在籍する高等学校及びサテライト教室に行って指導に当たります。(※裏面参照)

申込方法について

- ○申込みについては、生徒・保護者からの申し出を受けて学校が受け付けます。(最寄りの高等特別支援学校アドバイザーに相談してください。)
- ○学校(特別支援教育コーディネーター等)が県教育委員会に連絡。
- ○通級担当者等がインテーク(観察や相談)を行う。その後、入級審査へと進みます。

※「通級による指導」を校内で検討する場合は、必ず事前に最寄りの特別支援学校専門アドバイザーに相談してください。

高校通級指導教室設置校

県内の高等学校9校に設置し、6校の県立特別支援学校を拠点として、 生徒が在籍する高等学校における巡回による指導も行っています。また、 県内6カ所のサテライト学習室でも通級による指導を受けることができま す。

